

提案する諸条例等の制定要旨

承認第4号 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を求めることについて

この専決処分の承認は、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行する必要がある事項のみ所要の改正を行ったものです。

主な内容は、固定資産税について、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかとならない場合、事前に通知したうえで使用者を所有者とみなして、課税台帳に登録し固定資産税を課することができることとするもの、及び死亡者の土地又は家屋を所有している者に現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに必要な事項を申告させることができることとするものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日と定めています。